

一般質問通告書

受領日時 令和 7 年 5 月 28 日 (午前)・午後 10 時 00 分 10 番 氏名 椎名 志保

質問項目	質問の要旨
1.被災者のその後の生活は	(1)未曾有の大災害から、まもなく2年。 住家が被災し、困難な生活を余儀なくされていた住民の方々は、この2年で以前の生活を取り戻し、平穏な暮らしを送ることができているか。 住家の改修や生活再建のための支援制度の利用状況は。 また行政として被災者のその後の生活の様子をどうとらえているか。 (2)災害の際、健康状態に悪化が見られた方や見守りが必要と感じた方を地域包括支援センターやコミュニティドクターにつなげた。その経験から、行政では行き届かない高齢者や支援の必要な方々の見守りを集落支援員制度を活用した五城目版コミュニティナース組織で見守っていただくことを提言していた。 一人暮らしの高齢者や自力での再建が叶わず、そのままの暮らしを続けられている方たちの見守り、生活の様子や健康状態の把握はなされているか。 (3)度重なる床下浸水に見舞われた住民や、そのままの暮らしを続けている被災者から、今になり床板が落ちている様子など困難な生活が聞かれている。 被災者生活再建支援制度といった支援の活用は十分か。被災の度合いにより、十分な支援が受けられていなかったケースもある。そういった被災者に今後どう支援の手を差し伸べていくか。
2.町の子どもの保育・教育をどう考える	(1)町の子ども＝もりやまこども園での保育・教育について伺う。 著しい少子化に伴い、こども園も園児数の減少で運営に窮していたが、行われている保育内容に理解が示され、昨年度町から財政支援がなされた。園の運営は安定に至っているか。 こども園の運営の様子を伺う。 (2)町の宝である子どもたちが幼少期をどう過ごし、どういう子どもを目指し、保育・教育を行っていくのか、町の方針がなかなか見えない。 今や町にたった一つのこども園。教育委員会ははじめ町がもっと幼少期の子どもの保育・教育に関わっていくべきでないか。

	もりやまこども園の保育の理念は「豊かな自然と創造的な環境の中で、心身ともに健康な子どもをのびのびと育て、生きぬく基礎を培う」というものである。 幼少期の子どもたちを町として、どう育んでいくのか。 (3)保育士は日々の保育の他に数々の書き物や報告書に忙殺されていて、質の良い保育の提供はなかなか難しい。 このたび園では、保育士の負担軽減のため業務の ICT 化を目指すとしている。町に 3 名配置されているデジタル専門監の活用などで、園を支援することはできないか。 (4)働く保護者にとって困るのは、登園させた後に微熱や鼻水などの症状が出て、お迎えの連絡が来ることだ。症状が軽いと見受けられた場合など、看護師が常駐しているこども園で保育が続けられるよう体調不良児対応型保育を実施できないか、園とご協議いただくことを提言する。
3.介護施設の存続は	(1) このところ介護施設の倒産や閉鎖が一つの社会問題になっている。その多くは訪問介護事業を行っている事業所だ。大きな原因は昨年、訪問介護の介護報酬が引き下げられたことにある。また光熱費や人件費の上昇、物価高騰も要因だ。町の社会福祉協議会はじめ訪問介護事業所からも苦しい運営状況が伝えられている。そういった状況を町はどうとらえているか。また国の動向はどういったものか。 (2) 第 9 期介護保険事業計画では、在宅での医療・介護の連携推進も掲げられ、それにより住み慣れた地域で在宅での生活が継続できるものとしている。 訪問介護事業所の存続が危ぶまれている。利用者や町の計画がどう影響されるか。また、町として出来ることは何か。 (3)町が目指す地域共生社会実現には、地域が一体となり支援体制を構築する地域包括ケアシステムが強固であるべきだ。また、その中で住民が抱える複雑化した困難事例などには「重層的支援体制整備事業」の中で対応していくことが不可欠だ。 介護現場の状況が厳しい今だからこそ、社会福祉士 3 名を擁する町社協と協力体制を持ち、「重層的支援体制整備事業」に取り組むことができないか。